

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

平成24年9月18日（火曜日）

経済建設委員会

日時 平成24年9月18日（火曜日）午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 産業・立地部、建設部

第95号議案

「質疑・討論・採決」

第96号議案

「質疑・討論・採決」

第146号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（5名）

委員長 長田共永 副委員長 中根正光

委員 山田たつや 森 孝 夏目勝吾（議長）

欠席委員 なし

説明のために出席した者

総合政策部、産業・立地部、建設部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 村田道博

開 会 午前9時00分

○長田共永委員長 ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

本日は、13日の本会議において本委員会に付託されました第95号議案及び第96号議案、第146号議案の3議案について審査いたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第95号議案 新城市多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第95号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第96号議案 新城市営住宅管理条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第96号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第146号議案 市道の路線認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

夏目委員。

○夏目勝吾委員 ちょっとお伺いしますが、路線認定が課題になっておるわけですが、この路線認定について、将来にわたって道路状況等々について、市がどのように考えてここを認定しようとしておるか、1点、まずお伺いをいたします。

○長田共永委員長 土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 この路線につきまして、まず今、新庁舎を建設しようとしている東側、西側の道路、それぞれ以前、住民の方から、また学校から、歩道というのか、児童の通学路になっているから歩道の設置をというような要望が出されております。それに対しまして、市としましては、一部歩道設置をしたわけなんですけれども、そうしたもので庁舎ができるということですので、その南側に新たな道路を設けて、区域を当然のことながら庁舎ゾーンと、それから住宅ゾーンというのを明確化するというのが一つあります。

将来にわたりましては、その道路と、それから改良ができる路線として新たな路線も将来的には検討していく必要があるのではないかと考えて、そうしたものと、それから真ん中を通っているのは入船線でしたか、あの路線につきましても、やはり幼稚園のほうまで改良をしていく必要があるのではないかと

う認識をしております。

以上です。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありませんか。

森委員。

○森 孝委員 今、桜淵線とかいう話もぐちぐちと、何か自信のないような声で言われましたけれども、この辺、新庁舎計画が基本にあると思うんですけども、新庁舎の周辺整備計画というようなものもつくるべきだと思いますが、これについては考えはありますか。

○長田共永委員長 道路という。

○森 孝委員 周辺の道路。

○長田共永委員長 整備計画ですか。

土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 今申しあげましたように、必要性はそれぞれ感じておりますけれども、今の段階で、この時期ではいけないのかもわかりませんが、今のところ、まだつくるところまでは至っておりません。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありませんか。

山田委員。

○山田たつや委員 この道路のことが、庁舎のことで絡んでくるということは前からお聞きしているんですが、この道路をつくる法的根拠。先ほど、地元から児童の安全とかいうことが出ていたと言いましたが、これはなぜ急にこの話が出たかというところをお聞きしたいんですが。通常は、こういう時期にこういう話が出ると、ちょっと思わなかったものから。これは、庁舎に合わせてこういう話が出てきたのか。

○長田共永委員長 建設部長。

○前沢博則建設部長 これは、既に市長説明もありましたし、総合政策から十分説明があったかと思うんですけど、庁舎の計画に入るときにゾーンとしての中で、道路としての

位置付けというのは説明をしております、その後、説明したとおり、庁舎用地問題等で道路の部分についてはちょっと先送りしたという形になっておまして、急にということではございませんので、それは何度もご説明しておるとおりでございます。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 説明の点についてお聞きしたいんですが、その説明というのは、先日の9月4日に総合政策部からは説明、そういう地域の方に話があったというんですが、これはどの地域の方に説明をされたんでしょうか。

○長田共永委員長 建設部長。

○前沢博則建設部長 その庁舎の説明になると、当部としてちょっと全て把握しておるわけではないものですから、ここに総合政策部を呼んでもよろしいんですか、どうなんですか。道路だけだったらお答えできるんですけど、庁舎についての絡みをとると、今回のここでのあれは・・・。

○長田共永委員長 答えられない。

○前沢博則建設部長 庁舎のそもその話からということになると・・・。

○長田共永委員長 山田委員、答弁を求めますか、答弁者を。

○山田たつや委員 はい、求めます。

○長田共永委員長 ほかの委員の方も、もし求めるのであれば参集させていただきたいと思いますが。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 答弁者をただいまから呼び寄せますので、暫時休憩に入ります。

休 憩 午前9時9分

再 開 午前9時11分

○長田共永委員長 休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

山田委員、再度、質問をよろしくお願

たします。

山田委員。

○山田たつや委員 今回の道路というのは、総合的な判断の上で認定という、そういうことをお聞きしたんですが、通常の道路認定の場合は、これほどの問題はないと。

○長田共永委員長 山田委員、最初の質問と同じ質問をまずやっていただかないと、先ほどの質問と。

○山田たつや委員 総合政策部の前から。

○長田共永委員長 先ほどの質問を建設部長が答えられないと言って、答弁者を呼び寄せましたので、建設部長に言った質問を再度、総合政策部長にお願いします。

山田委員。

○山田たつや委員 今回の認定のことなんですが、庁舎を絡めたところがあるということで、土木部の道路認定だけじゃない部分があるものですから、総合政策の中で、9月4日に説明会があったというようなことを少しお聞きしたんですが、その説明ということについてお聞きしようとしたところ、総合政策部のところに入るということだったものですか、総合政策部でお答え願いますか。

○長田共永委員長 9月4日の。

○山田たつや委員 の中でという。

○長田共永委員長 どうぞ。着座のまま答弁結構です。

○星野隆彦総合政策部参事 失礼します。

9月4日の説明会の対象者ということでよろしいでしょうか。

個人名を控えさせていただきたいと思しますので、いわゆる地区外、長屋の部分の7名の方でございます。

訂正させていただきます。1名欠席でしたので、6名の方です。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 今のところを少し伺いたいんですが、認定道路、長屋の方が入っていないということですか。長屋の、認定の。

○長田共永委員長 今、答弁したところなんだけれど。

山田委員。

○山田たつや委員 これは長屋の方ですが、ほかの地域の方の説明は全くなかったわけですか。

○長田共永委員長 ほかの地域というのは、どこのことを言って。

○山田たつや委員 入船地域です。

○長田共永委員長 路線に絡まる入船地域なのか、入船区全体なのか、今の答弁に対する質疑、再質疑なので。

山田委員。

○山田たつや委員 路線にかかわる地域の方のそういう説明はあったのでしょうか。

○長田共永委員長 総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 具体的な日程等については、資料を持ち合わせておりませんので、具体的にご説明できませんが、地区内の方については説明はさせていただいています。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 道路認定ですが、説明して了承していただかなくても、認定というのは可能になるわけなんですか、土木課にお聞きします。

○長田共永委員長 それは、一般質問で答えてありますので、そこら辺はお忘れですか。

○山田たつや委員 わかりました。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 この地域ですが、道路のことは前から要望が出ているというんですが、今回、早急に認定したいということなんですが、その道路だけ認定して、小学校の正門とか、そういう総合的な開発については計画はいつされておるんですか。

○長田共永委員長 東入船2号線と関連する今の道のことは、今の市道認定の道と東新町桜淵線のことということで答えていただければいいですか。

○山田たつや委員 そうです。

○長田共永委員長 土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 正門に入っていく道路につきましても、先ほども言いましたように、歩道の要望が出ているというようなことで、歩道も検討していかなければということと考えております。

それから、東新町桜淵線につきましても、先ほど申し上げましたように、今のところこうした要望については、昨年度、一昨年度ですか、歩道設置でグリーンのマークをカラーペイントさせていただいております。そうしたもので、ご要望にお答えするということがあります。そうしたものを結ぶということが、一つの道路網の一環であるとは認識しておりますけれども、先ほどもお答えしましたように、全体のものは今まだできていないわけではございません。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 そうしますと、まだ、計画は立てていないけれど、認定は先にしたいということでしょうか。総合的な道路は、今言ったように通って行って、桜淵線にも・・・。

○長田共永委員長 市道の路線認定なもので、その辺の計画云々というか、この市道のところの時期を聞くとかならないんだけど。

○山田たつや委員 その時期だけでいいです。

○長田共永委員長 それは今答えたので。ちょっと、もう少し、質問を整理して質問していただきたい。改めて、もし発言があるなら認めるが。

山田委員。

○山田たつや委員 今、これを認定する必要というのを先ほど説明とかを受けたんですが、これはこの認定には道路幅とかいうものは、ちょっと私はわからないところがあるんですが、その詳細については説明は受けられますでしょうか。

○長田共永委員長 一般質問でやられたし、

委員会でも、総合政策でも、図もお持ちですよ。改めて事業詳細だけ、幅員と延長距離で、もしそれだったら改めて確認だということですので。

○荻野喜嗣男土木課長 幅員につきましても、全幅が8メートル、今は設計上は02です、8.02メートルです。それから片側歩道ということです。ですから、4種4級ですので、車道幅4メートル、路肩50センチというような形で両サイド。それから、歩道の幅員は、構造物幅員を入れまして2.5メートルであります。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 これは、地域の子どもの安全のためということを確認されているかと思うんですが、それで計画についてさっきお伺いしたところがあったんですが、これは特に計画の中で予定とか、日程についてはまだ出されてはないと思いますけれど、それはもう一度教えていただきたいんですが。道路を認定された後の道路施行、そういうことは計画だけであってまだ、認定が先になっているわけでしょうか。

○長田共永委員長 再度、山田委員、確認するんだが、認定された後の事業進捗をお聞きしたいということよろしいですか。

建設部長。

○前沢博則建設部長 質疑において、そういう質問がございまして、認定が議決された後、直ちに路線決定をするということまでお答えして、事業については、用地についてまず入るところから、今年度から入っていくということを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 そうすると、この庁舎に絡んでの道路網、庁舎の敷地の中を通すというような説明があったものですから、できることから道路をつくっていくというお考えでしょうか。

○長田共永委員長 同じ質問を繰り返していると思うんだけど。土木課長、再度、詳細について、より事業進捗計画等ありましたら答えてあげてください。

○荻野喜嗣男土木課長 まず、工事に入る前、通常、路線認定をいたします。新たな場合は路線認定をしていきます。それから、区域の告示をしていきます。道路区域として告示をしていきます。それから、当然のことながら用地の買収だとか、補償費の買収だとかというのを予算化していきます。それから、地元の方に説明をしながら了承を得て、工事に入っていくということになります。今年の場合は、今は路線認定をして、工事の告示をして、用地買収、補償費等の支払いをしたいということで、早期の着手をしていきたいということで考えております。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 そうしますと、地権者とか道路の認定、地域に住んでいる居住者の方の承認をもう既に得られている。これから道路をつくるのに承認を得られるわけでしょうか。

○長田共永委員長 先ほどの質問で、再質問で戻った同じ質問をされて、市道の認定に対しては承認は要らないが、ある程度の理解を得るために動き出すということですので、これは一般質問等にありましたし、委員会質疑でも何回もありましたし、本日も答弁で答えているので、質問を整理してどんどん、質問していただくのは結構なんですが。

山田委員。

○山田たつや委員 では、市道認定は、どんどん進めて、あとは後に地域の方に説明会があつて進んでいくと思うんですけども、これは市道に認定されると法的効力というのはどのように出てくるのでしょうか。道路拡張の際によくある強制収容とか、そういう法的効力についてお聞きします。

○長田共永委員長 土木課長でいいですか、

答弁は。土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 法的根拠というのか、法的に制限がかかるとご理解いただいたほうがいいかと思います。この前も一般質問でしたか、本会議質疑の中でお答えしたと思うんですけども、ある程度の制限が付いてきます。例えば、占用の話で質問が出られたと思うんですけども、そういう形で七つだか、八つほど項目があるんで、ちょっとお待ちください。

まず、制限の付くものとしまして、私権の制限というのが付きます。それから、道路の占用、道路に関する禁止行為、それから沿道区域及び土地等の管理者の損害予防義務、それから監督処分、負担金等の強制徴収、法令違反等に関する監督・許可等の条件、それから不用物件等の取扱いというような形で、道路法に基づいた制限が一応付くこととなります。

今のご質問は多分、どういう条件かということですので、こうした条件の中で、今後、未買収地域については管理をされていくというような形になります。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 そうしますと、収容法の適用にも入るわけですね。

○長田共永委員長 土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 道路事業につきましては、収用事業の認定事業でありますので、当然のことながら、路線認定して、この路線でなければというものにつきましては収用もできるということです。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 道路をつくることを認定することによって、市民の利益に値するということなんですが、デメリットについてはお考えのところはありますでしょうか。

○長田共永委員長 認定に対するデメリットでいいのか。要は、山田委員が今言われたいのは、地権者だとか、借家人の方に不利益が

生じるかということ、そういう意図でよろしいですか、道路をつくった場合に。ということで質問をお願いします。

土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 今言われた借家人のところだけでよろしいのでしょうか。

前回というのか、先日の総合政策部特別委員会の中でも市長が申しあげましたように、どうしても民間へ売却されるということではなくて、ある程度、市道として認定をすることによって、そこに制限がかかります、先ほど言いましたように。そうしたもので、市道、東西に結ぶ道路を1路線確保するというのと、それから将来的に公共施設用地としてのゾーンを決めていきたいということでもありますので、今のところ、この事業として、その持っている方に特別に不利益がかかるというようなことは考えておりません。

○長田共永委員長 森委員。

○森 孝委員 今の説明を聞いていて、今回のこの道路認定がちょっと通常と違うじゃないかと、私の考え方もしれませんけれども、通常は地域の皆さんが道路をつくってほしいという要望があって、それに合わせて道路の計画をつくってという作業が普通じゃないかと思うんですけれども、今の話を聞いていると、何もここで道路をつくらなくても、将来的にはそこを公共用地として求める計画だ。というのは、議員は、全体的に市庁舎建設の用地と絡めて、この道路認定ということを誰もが考えていると思うんです。だから、今の説明でいくと、土木は土木だけの考え方でお話しされているようだけれども、総合政策部から考えていくと、あそこは市の将来的な駐車場とかエリアの中に入れたいということなので、そうですね、我々が聞いている話は。だから、土木と隔てて別個に考えるのに、何も道路認定をする必要はないという考え方がなってくるのじゃないかと思うんです。

というのは、我々の場合は、少なくともあ

そこが市庁舎建設、それで当初計画にあそこまでのエリアが欲しいと、だけど今回は市庁舎建設とは関係ない形で道路を出してきた。通常、道路を計画として予定するなら、地域の住民とか、そういうところが必要があって道路を出してくるのが普通、一般のやり方だと思うんですが、今回、じゃあ何で市が、何でかんでここへ道路を入れるんだという計画になった経緯というのをもう一度改めてお話をさせていただけないですか。

そうしないと、ここが今の説明だと道路は道路、それから庁舎建設は庁舎建設、ちょっと総合的なという、将来の総合的な判断というような説明しか入ってなかったんですけども、くどいようですが議員の誰もが、もちろん市道認定は市道認定、別個のことなんですけれども、このエリアを考えたときに、全体的なエリアを考えて議員は判断しているんじゃないかと思うんですけれども、その辺についても一度、詳しく説明をさせていただけないですか。何か、ちょっと整理ができなくなりましたので。

○長田共永委員長 森委員、路線認定の有無じゃなく、今のは総合政策に対するあれも含めてよろしいですか。

○森 孝委員 そう、含めてです。

○長田共永委員長 総合政策部長。

○山崎敏勝総合政策部長 この道路そのものは、前にも説明をさせていただいたことがあるんですが、そもそも庁舎の建設に当たって、いわゆる今建設の、いわゆる都市計画法上の規定が過半の規定を使って建てるということを言っております。この過半の規定といいますので、いわゆる制限が一部にどうしても残ったまま庁舎を建てるということでございまして、これはどうしても使い勝手が悪いことは否めないところでございます。そうしたことから、いわゆる道路を入れて公共地物で区切られた一団の土地をつくるということで、将来的には都市計画法上の用途地域等の変更

も視野に入れて、使い勝手のよい庁舎用地ということもあわせて視野に入れて考えていくということがそもそもの計画でございますので、道路と敷地というものが、公共用地というものが一体として整備されていくということを目指したものでございます。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 使い勝手が悪いということで、その敷地確保のためにこの認定をしているじゃないかという感じがあるんですが、これは先ほど言いました長屋の方たちに説明して、地域の方にはメリットがあると言っておりますが、これは地権者にとってはメリットというものがありますでしょうか。

○長田共永委員長 総合政策部長。

○山崎敏勝総合政策部長 いわゆる、この土地の取得とか、そうした手続きを進めるに当たって、いわゆる公共用地というのはいろんなものが優遇的な制度があるのはご承知のとおりでございます。制度的にそうしたものがあれば、それは活用できるものは活用していきますが、それが目的でやるということはないということ、この前も説明させていただいておりますので、そのようにご理解をお願いしたいと思います。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 そうしますと、今までの話から見ますと、この認定というのは、なぜ早急に市道認定をするかということ、庁舎の建設に伴って道路の使い勝手が悪いということで確保するというふうに、この認定をもって考えておるということは間違いないでしょうか。道路認定が道路認定だけじゃなくて、敷地と一緒にやっていると僕は感じるんですが。当然、そういうことでしょうか。

○長田共永委員長 総合政策部長。

○山崎敏勝総合政策部長 そこら辺は、最終的に、総合的に、いわゆる土地の利用がしやすい形に持っていくというのを目指しておりますが、一個一個、先ほど答えたとおりでござ

いまして、そのように理解していただかないと、同じことを繰り返していく格好になるんですが、そうしたことでよろしいでしょうか。

○長田共永委員長 森委員。

○森 孝委員 せっかく総合政策部長が来られたので、先ほど土木の皆さん方に、周辺整備というようなことを言ってもなかなか明快な回答がありませんでしたので、総合政策部長にお伺いしたいと思いますけれども、今度、入船3号線、路線認定が出てきまして、それと入船2号線ですが、この縦の道、この道のほうが狭くて、奥の道のほうが広いというのは、そういう不合理が出てきますよね。ですから、やっぱり、通園、通学というようなことを考えていくとしたら、今すぐでなくてもよろしいんですけれども、総合的に東入船2号線の道路改良というか、そういったことも視野に含めた周辺整備をするようなことを考えているのかと、その辺の確認をお願いいたします。

○長田共永委員長 庁舎建設の折でいいですか。総合政策部長。

○山崎敏勝総合政策部長 私からということですので、私からお答えさせていただきますが、基本的には庁舎の周辺の交通安全、うまく流していくということも必要ですし、また新城小学校、また小学校だけではなくて新城幼稚園もそうでございますが、いろいろ地元から子どもの通学、通園の安全を求める声というのは、出ていることは私どもも承知しておりまして、これまでも地元から要望だとか、いろんなものが出ております。したがって、そうしたものも含めて考えていくということになると思いますが、当面の間、庁舎の建て方、いわゆる配置でもって、何とかうまく歩車分離だとか、そうしたものが図れないだろうかということは、当面の策としては考えていくということでご理解をお願いしたいと思います。

○長田共永委員長 夏目委員。

○夏目勝吾委員 今、部長からそういう説明があったわけですが、私はここの今回の新しい認定をされる、これはそれなりの意味があるということは説明いただきましたけれども、やはり入船地区の皆さん方は、ここの道路認定をすることによって、今、部長が言われましたように、小学校の入り口道路をきちっとした通学路としての確保をする。あるいは、地域の人が、将来にわたって、その道路がある程度、安全面を確保したものにするということであれば、私は入船の方もある程度、納得をして、そういうことにつながっていくのかということがあるわけなんです、どうもそのお答えを聞いておると、将来的なそういうことも必要だろうから考えていくんだというようなことに尽きておるから、何となく赤線の引かれた今度道路認定をするものだけが、言い方が悪いですが、ちょっと中に浮いて悪者になっておる。

ですから、私は、市がきちっと、大体、庁舎できるころまでには指針をきちっと、小学校に入る道路はこう考えておるんだというようなものを出していただかないと、この道路認定が将来、すぐできはしないので、将来できるということですが、この辺のところは非常に曖昧で、これがたがたしておるのではないかなと思います。

それから、もう一点は、先ほど道路認定をしてから地域の、地域というか地権者等に説明を求めていくというように私は理解したんですが、今回、打ち出したこの道路認定は、後先は別として、地元の皆さん方には理解が得られると思ってこの認定を、これは変な話ですが、のっかっていただけないと、進められないというわけですから、この辺をどう市がお考えになっているのか、若干、今までも説明があったこともあるかも知りませんが、もう少しきちっとした、こうだからこうなるためにここを道路認定したんだとい

うことをやっぱり出していかないと。

○長田共永委員長 どちらの部で答えていただいても結構なんですが。土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 先ほど、委員が言いましたように、将来計画というような形で少し、まだ今は案の案ぐらいなんですけれども、まず条件としまして、今の路線認定、市道西入船、東入船2号線です、小学校の正門のほうに行く。これにつきましては、車道の幅幅ができないというのが一つ条件もあります。それから、もう一つ、桜淵線につきましても車道の幅幅はできないと。要するに、交差点改良ができないというのが一つネックなのか、これは公安協議が通らないというのが一つあります。そうすると、この地区に道路を広げるにはどうしたらいいかと言ったら、よその交差点、もしくはよそのところから東西に引っ張ってくるしか道路を入れることはできませんので、やはりそうしたものを将来的に見込んでいく必要があるのではないかと考えております。できるだけ近い位置で、特に桜淵線につきましては、南側がずっと回って東新町の駅までつながっておりますので、やはりそうしたものを全体に何らかの形で計画していく必要はあるのではないかと考えておりますけれども、まだそれこそ案の案でございます。

それから、用地というのか、事業の地元での理解ということでもありますけれども、これにつきましては総合政策部さんで説明申し上げて、ある程度の方につきましてはご理解をいただいていると土木課では認識しております。

よろしいでしょうか。

○長田共永委員長 総合政策部から補足はありますか。総合政策部長。

○山崎敏勝総合政策部長 理解が得られたと申しますか、理解が得られておる方と得られていない方が現時点ではございますが、説明をさせていただいて、また理解が得られるよ

うに努めてまいります。

○長田共永委員長 夏目委員。

○夏目勝吾委員 今、近いうちにというお話があったんですが、どうもその近いうちというのは、今、国会の誰かが言ったようなもので、近いうち、近いうちという、はっきりしないとと思うんです。ですから、私は、ある程度いろんな問題があって、難しい条件も当然、今の両側に密集しておる皆さん方のお住みになっておるところもあるわけですから、拡幅をすることになってくると、これはまた立ち退きだとか、いろんな問題が出てきますから、あれを拡幅しないという前提で言えば、歩道というものをこれからきちっとして、こういうふうにつけるんだというようなものが出てこないと言いうように、何か近いうち、近いうち、それは検討はしましょうということですが、この辺が何かひっかかる場所があるんです。

ですから、例えば、庁舎を建設終了の27年度がめどとするなら、その辺までにこういうわけできちっと話をして指針は定めます。しかし、工事については、いろんな関係がありますから、若干、なるべく近いうちということでもいいと思うんですが、指針がどうも示されない中で、さっき申し上げて二重になるかもわかりませんが、道路認定だけが浮いたような形で出ておりますから、地区の皆さん方もなかなか、何でこんなところに道路がという話になるんじゃないかという気がしてならないです。

○長田共永委員長 建設部長。

○前沢博則建設部長 計画ということで、一般質問、質疑について、道路整備網、整備計画を考えていきますとは答えて、時期はちょっと答えてなかったんですけど、考えとしては総合計画の後期にのせていこうと考えております。27年度からと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありません

か。

山田委員。

○山田たつや委員 重ねて、ちょっと聞くことはあれですが、ということは27年度に合わせてそういう計画を立てて、それでそれ以降に道路をつくっていくという行為に入っていくと考えてよろしいですか。認定については、

○長田共永委員長 建設部長。

○前沢博則建設部長 というのも、今、中期、23、24、25、26年、既にその計画に入っておりますので、それが終了後ということで、一番早くて後期、27年度ということでお答えしました。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありませんか。

夏目委員。

○夏目勝吾委員 もう一点確認をさせていただきます。

建設部長のお話にありましたように、第2次の総合計画では、さっき申し上げた新城小学校の安全な通学路として確保するために、きちっとしたものをこの計画の中には入れていくということですね。

○長田共永委員長 建設部長。

○前沢博則建設部長 第二次というか、第一次の計画の中の後期、今は中期でございますので、後期ということでございます。入れていくということでございます。

○長田共永委員長 夏目委員。

○夏目勝吾委員 それは間違いなく入るわけですね。入れていくというのは、間違いなくは失礼ですが、その方向で検討していく。

○長田共永委員長 建設部長。

○前沢博則建設部長 何度も言いますが、それにのせるということで進めていきますので。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

少しそれでしたら、ここの案件は、いろいろ各委員からご議論等が出ましたので、改めて委員長から再度確認をさせていただきます

が、これは地権者、借家人の方の、非常に理解を得なければできない事業でございます。これは、市長が前々から言っておるように、いろんな特例云々というお話が地権者の方々ともされております。そうした含めて、地権者、借家人に改めて本道路が出て、認定しても、行政代執行等の行為とか、必ず行わないという点だけ、改めて、再度確認をさせていただきたいんですが。

○前沢博則建設部長 市長の部会で説明があったように、そこについて短期の契約2年ごとというんですか、その説明があったと思うんですけど、それはそれでお約束すると。その中で、道路用地としてのお話をしていく中で、それは行政代執行ということは考えておりませんので、まずその辺は大丈夫と思います。当然、理解を得て、それから契約が破棄されて、こちらの道路の契約になると思いますので、以上です。

○長田共永委員長 総合政策部にも、改めて委員長から聞くのもあれなんだが、この未買収地域、敷地外近接地のそこら辺の交渉等、きちんと今もやっているかということです。そこら辺を踏まえて、整地にしたほうがいいというのは、前々からの総合政策部のご議論があったと思うんですが、そこら辺を踏まえて、敷地、隣接地域の買収等は改めて、きちんと根強い交渉というか、そこら辺をしているかどうか。

星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 根強い交渉でございますけれども、先ほども委員の方からご指摘があった9月4日が最新でございます、そういうときで、いろいろ説明をまたさせていただいております。

○長田共永委員長 市道認定質疑なもので、これ以上は聞かないが。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

山田委員。

○山田たつや委員 第146号議案 市道の路線認定は、反対の立場で討論いたします。

この市道の路線認定は、庁舎建設と除外敷地部分を通る計画で、その底地には個人の住宅や長屋があり、現在、居住されています。その方々には、事前の説明は9月4日に長屋の方々だけに行っただけで、その周辺の関係住民には道路計画の説明もないまま一方的に進めることは、民主主義を逸脱した不正行為であり、もし認定してもいつ施工できるかわからない道路であって、本来は施工時期に合わせて認定するのが正規なやり方である。今、このようなことが起こり得た原因は、建設用地内の2件の買収地権者の節税対策としか考えられない。このようなことを平然と進める市の姿勢に怒りを感じる。

よって、以上の理由により、第146号議案市道の路線認定は反対し、討論といたします。

以上。

○長田共永委員長 ほかに討論はありませんか。

中根副委員長。

○中根正光副委員長 それでは、賛成の立場でお話をいたします。

第146号議案 市道の路線認定について賛成いたします。

今般、新庁舎建設予定地南側に東入船3号線が計画され、路線認定が議案として提出されました。説明によると、当路線は、新庁舎建設とともに事前の説明等において、関係住民への説明不足ということから、後手に回った感は否めません。しかしながら、この道路計画は、庁舎建設用地、隣接地も含めた整形な土地として用途区分が明確化できることにより、地域環境の保全にもなることから、庁舎周辺整備を見越した先取り事業であること

でした。

道路の設置は、まちづくりの重要な要素であり、長期的にこの入船地区をどうするかという点では、多角的な検討が必要であります。また、この地域は、都市計画区域であり、かつ市街化区域という点から、将来発展していくためには生活道路網の整備が必要であり、新庁舎周辺地域の交通安全、救急防災上の観点からも、避難経路の確保、消防車の進入路などという点でも、この道路は重要な道路となります。今後、入船地区のみならず、新城市全体の道路網計画と策定と整備に尽力をいただきますよう申し添えて、第146号議案市道の路線認定について賛成いたします。

○長田共永委員長 ほかに討論はありませんか。

森委員。

○森 孝委員 今、総合政策部も来ていただきましたが、先ほどの質疑の中でお話ししましたように、これは単なる道路計画ではないということで、私の考えを述べて、私は第146号議案 市道の路線認定について賛成の立場で改めて討論させていただきます。

ただいま審議中の第146号議案 市道の路線認定について、賛成の立場で討論いたします。

新城市は、平成27年度完成を目指し、現在、市庁舎建設予定地を確定し、建築設計段階を迎えています。今般、建設予定地の南側に東入船3号線が計画され、路線認定が議案として提出されました。説明によると、この計画は、庁舎建設とは異なるものの庁舎周辺整備計画を見越した先取り事業であるとの説明でした。また、新庁舎に課せられた防災機能の充実、及び通園、通学者の安全安心、周辺地域の利便性等を考えたとき、必要な道路であるとも説明されています。

しかし、現段階において、新庁舎周辺整備計画及び道路建設に係る土地収用法の手続きについて未着手状態、さらに関係住人の承諾

も不明確に近い状態であります。このような状況下で、市道認定の議案が提出されたことは、甚だ遺憾であります。

しかしながら、本計画のそもそもの原因は、庁舎建設予定地の説明に端を発し、一部関係者の了解が得られず、当初計画に係る土地収用にまだ時間を有すること、係る土地の一部が第三者に売買される恐れがあることなど、取得可能地の確保を考えた結果の行為であるとも言えます。

議会は、市庁舎の建設について異論はないところであるが、庁舎建設の総額や用地買収、用地取得のための合併特例債の運用について意思決定はされていません。仮に、合併特例債で対応すると考えたとき、時間的猶予もない今日、市長をはじめ担当職員の誠意を持って、地権者、居住者、係る周辺住民に説明を続け、ご理解をいただく努力をする旨の発言を最大限評価するとともに、議案提出に対する過程で少々遺憾な点はありますが、計画された建設予定地全体の取得が、将来、新庁舎のあらゆる機能的な面で必要であることを熟慮した結果、第146号議案 市道の路線認定について総合的、かつ政治判断の中で賛成するものであります。

以上。

○長田共永委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

これより採決します。

賛否両論がありますので起立により採決は行いますが、起立しない場合は反対とみなします。

本議案に賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○長田共永委員長 起立多数と認めます。

よって、本議案は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の

審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして経済建設委員会を閉会いたします。

閉 会 午前9時56分

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

経済建設委員会委員長 長田共永